

全国内水面漁場管理委員会連合会会則

(目 的)

第1条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会相互の連絡と結集により内水面漁業行政の推進向上を図るをもって目的とする。

(名 称)

第2条 この会は、全国内水面漁場管理委員会連合会と称する。

(会 員)

第3条 この会は、全国の都道府県内水面漁場管理委員会(以下「委員会」という。)をもって構成する。

(事 務 局)

第4条 この会に事務局を置く。事務局は、会長の属する委員会所在地の都道府県に置く。

(事 業)

第5条 この会は、次の事業を行う。

- (1) 委員会の相互連絡協議
- (2) 内水面漁業行政の推進向上に関する事項
- (3) その他総会において必要と認める事項

(総 会)

第6条 この会は、毎年5月通常総会を招集するほか、必要により臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議長は、会長がなる。

(役 員 等)

第7条 この会の役員として理事9人、監事3人を置く。

- 2 役員は、総会において会員である内水面漁場管理委員会の会長の職にある者のうちから選任し、役員の任期は4年とする。ただし、役員が自己の属する内水面漁場管理委員会の会長の職でなくなったときは、その後任の会長が残任期間を継承する。
- 3 役員は、第11条で規定する各ブロックから4名を選出するものとする。
- 4 この会は、会長1人、副会長3人を置き理事の中から互選する。

ただし、会長については、平成21年度の総会までは、東日本ブロック選出の理事から、その後は平成21年度の通常総会時において、第11条で規定する中日本ブロック選出の理事から、さらにその後は、任期毎に西日本ブロック、東日本ブロック、中日本ブロックの順で各ブロックから選出された理事の中から選ぶものとする。

- 5 この会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長及び顧問は、会長が理事会に諮り委嘱する。

(会長等の職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、予め会長の指定する順位により職務を代理する。

(経 費)

第9条 この会の経費は、会員の負担金及びその他をもってこれに充てる。

- 2 会員の負担金は、年額13万円とする。

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(区分)

第11条 この会は、全国を東日本、中日本、西日本の3ブロックに分ける。

(変更又は廃止)

第12条 この会則の変更又は廃止は、総会に諮りこれを定める。

附 則

この会則は、昭和41年5月26日から施行する。

この会則は、昭和43年5月11日から施行する。

この会則は、昭和44年5月8日から施行する。

この会則は、昭和48年4月1日から施行する。

この会則は、昭和50年4月1日から施行する。

この会則は、昭和51年5月18日から施行する。

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

この会則は、昭和57年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年4月1日から施行する。

この会則は、平成元年5月18日から施行する。

この会則は、平成5年4月1日から施行する。

この会則は、平成5年5月19日から施行する。

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

この会則は、平成13年5月30日から施行する。

この会則は、平成17年5月27日から施行する。

この会則は、平成19年5月25日から施行する。

この会則は、平成20年5月23日から施行する。

この会則は、平成22年5月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

この会則は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。